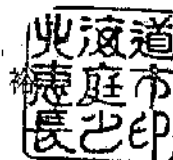


恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第8号

恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例

恵庭市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
第5条 削除	（保健福祉事業） 第5条 市は、<u>法第115条の49に規定する保健福祉事業として、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</u>
第6条～第17条（略）	第6条～第17条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

